

みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領の一部を改正する訓令新旧対照表

○みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（平成二十八年四月一日制定）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>< 目次 > 第1章 [略] 第2章 [略] 第1節～第6節 [略] [削る] 第3章 [略] [削る] 第4章 <u>「料金の計算等」に関する審査</u> 第1節 [略] 第2節 <u>「責任及び費用の負担」に関する審査</u> 第3節 <u>「不当な差別的取扱い」に関する審査</u> 第5章 <u>みなし小売電気事業者部門別収支計算規則との関係に関する審査</u></p>	<p>< 目次 > 第1章 [略] 第2章 [略] 第1節～第6節 [略] 第7節 <u>発電及び放電と送配電の設備区分、小売と送配電の業務区 分の審査</u> 第3章 [略] 第4章 <u>「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査</u> 第5章 <u>「料金の計算」に関する審査</u> 第1節 [略] [新設] 第2節 <u>「不当な差別的取扱い」に関する審査</u> 第6章 <u>みなし小売電気事業者部門別収支計算規則との関係に関する 審査</u></p>
<p>第1章 [略] 第2章 <u>「原価等の算定」に関する審査</u> 改正法附則第18条第2項第1号に定める「料金が能率的な経営の 下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」につい ての審査は、以下の観点から行うこととする。 第1節 <u>基本的考え方</u> 1. ～ 5. [略]</p>	<p>第1章 [略] 第2章 <u>「原価等の算定」に関する審査</u> 改正法附則第18条第2項第1号に定める「料金が能率的な経営の 下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること。」につい ての審査は、以下の観点から行うこととする。 第1節 <u>基本的考え方</u> 1. ～ 5. [略]</p>

6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込みについては、過去の一連の傾向として、消費者物価及び雇用者所得等が変動している場合であって、かつ、その傾向を合理的・客観的に評価し、その評価結果を適切に原価に反映することが可能な場合は、原価に反映することとし、審査に当たっては、当該反映の方法の適正性等を確認する。

第2節 営業費

[略]

1. 人員計画・人件費

(1)～(3) [略]

(4) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準(基準賃金、諸給与金等)については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。

(5) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものであって、かつ、発電・小売分野における自由競争を阻害しないものに限り原価への算入を認める。

(6) 退職給与金については、人事院の「民間の退職金及び企業年金の実態調査」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収益率

6. 消費者物価及び雇用者所得等の変動見込み(エスカレーション)については、原則として原価への算入を認めない。

第2節 営業費

[略]

1. 人員計画・人件費

(1)～(3) [略]

(4) 給料手当のうち、従業員1人当たりの年間給与水準(基準賃金、諸給与金等)については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」における常用労働者1,000人以上の企業平均値を基本に、ガス事業、水道事業及び鉄道事業の平均値と比較しつつ査定を行う。その際、地域間の賃金水準の差については、地域の物価水準を踏まえ、消費者物価指数、人事院の「国家公務員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づく地域別の民間給与との較差」、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」等を参考に判断する。

(5) 申請事業者から関係会社又は団体等への出向者に係る給料手当については、電気事業の遂行に必要かつ有効であると認められるものに限り原価への算入を認める。

(6) 退職給与金については、人事院の「民間の企業年金及び退職金等の調査結果」及び中央労働委員会の「賃金事情等総合調査」における労働者1,000人以上の企業平均値を基本とする。また、従業員の年金資産の期待運用収益率については、過去の申請事業者の期待運用収益率や他の事業者の期待運用収

を踏まえ査定を行う。

(7)・(8) [略]

(9) 委託集金費、雑給等については、業務内容を踏まえ、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。

(10) [略]

2. 燃料費、他社購入電源費及び非化石証書購入費については、次のとおり審査するものとする。

(1) 燃料費については、原価算定期間内に契約が満了し、契約の新規締結・更新等を行うものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、調達価格の指標（C I F 価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに、共同調達の実施等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。

(2) 他社購入電源費及び非化石証書購入費については、次のとおり審査する。

① 他社購入電源費については、原価算定期間内に契約が満了し、契約の新規締結・更新等を行うものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、卸電力取引所からの調達等の努力を求め、個別に可能な限り効率化努力を評価する。

益率を踏まえ査定を行う。

(7)・(8) [略]

(9) 委託検針費、委託集金費、雑給等については、業務内容を踏まえ、他の事業者に係るこれらの費用と比較しつつ査定を行う。

(10) [略]

2. 燃料費、購入電力料については、原価算定期間内に契約が満了するものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、燃料にあつては調達価格の指標（C I F 価格やR I M 価格等）や諸経費（輸送費及び管理費）の妥当性を確認するとともに共同調達の実施等、購入電力料においては卸電力取引所からの調達や入札等の努力を求め、その取組によって実現可能な効率化を反映する等、個別に可能な限り効率化努力を評価する。また、算定規則第19条又は第33条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費については、数量及び単価の双方について査定を行う。

[新設]

[新設]

② 電力広域的運営推進機関（以下「推進機関」という。）が行
う電気事業法第28条の40第1項第5号に規定する業務の
実施のために支払う対価（容量拠出金）については、推進機関
が定める算定方法に基づき適切に算定されているかを確認す
る。

③ 非化石証書購入費については、エネルギー供給構造高度化法
（注）に基づく義務の達成に必要な非化石証書購入量が適切に
算定されているか、取引価格が適切に算定されているかを確認
する。

（注）エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利
用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する
法律（平成21年法律第72号）をいう。

（3）算定規則第19条の規定に基づき、変更しようとする特定小
売供給約款で設定する料金を算定する場合における燃料費及
び他社購入電源費については、原則として、上記（1）及び（2）
①と同様に審査する。

3. ～6. [略]

[新設]

3. ～6. [略]

第3節 事業報酬

[略]

1. レートベース

（1）事業者及び一般送配電事業者である特別関係事業者（注1）
については、算定規則第4条第3項各号に掲げる項目の適正
性を事業者及び特別関係事業者ごとに審査するものとする。
具体的には、特定固定資産は、電気事業（一般送配電事業等に
係るものにあつては、一般送配電事業等）の運営にとって真に
不可欠な設備であるか否か、建設中の資産は、工事計画及び工
事額が適正であるか否か、運転資本のうち営業資本は、各項目
の額が営業費の算定との関係において整合的であるか否か、

第3節 事業報酬

[略]

1. レートベース

算定規則第4条第4項各号に掲げる項目の適正性を事業者及
び特別関係事業者ごとに審査するものとする。具体的には、特定
固定資産は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、
一般送配電事業等）の運営にとって真に不可欠な設備であるか否
か、建設中の資産は、工事計画及び工事額が適正であるか否か、
運転資本のうち営業資本は、各項目の額が営業費の算定との関係
において整合的であるか否か、また、貯蔵品は、数量及び金額が
適正であるか否か、特定投資は、電気事業（一般送配電事業等に

また、貯蔵品は、数量及び金額が適正であるか否か、特定投資は、電気事業（一般送配電事業等に係るものにあつては、一般送配電事業等）の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当相当分を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む。）等を踏まえた需要見通しを前提にした設備に限定し、長期停止発電等設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

なお、他の事業者の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。

（注1）事業の譲渡し又は分割により旧一般電気事業者から一般送配電事業を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、又は承継した一般送配電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。）が該当する。

（2）発電事業者である特別関係事業者（注2）については、レートベースに相当する資産にグループ全体の合理的に算定した持分比率を乗じた額をレートベースの合計額に含めるものとする。レートベースに相当する資産については、算定規則第4条第3項各号に掲げる項目について有価証券報告書上公表されている数値等をもとに適正に算定しているかを審査するものとする。

（注2）事業の譲渡し又は分割により旧一般電気事業者から発電事業を譲り受け、又は承継した者（当該譲り受け、

係るものにあつては、一般送配電事業等）の能率的な経営のために必要かつ有効であると認められるか否か等につき審査するものとする。また、特定投資に計上した投資が配当を得られるものである場合には、その配当相当分を原価から適切に控除しているかを確認するものとする。

供給設備については、デマンド・レスポンス（需給調整契約を含む。）等を踏まえた需要見通しを前提にした設備に限定し、長期停止発電等設備については、原価算定期間内に緊急時の即時対応性を有すること及び改良工事中などの将来の稼働の確実性等を踏まえてレートベースに算入する。

なお、他の事業者の同種の設備と比較して、正当な理由なく著しく低い稼働率となっている設備については、レートベースから除外する。

[新設]

[新設]

[新設]

又は承継した発電事業を営むことを目的として設立されたものに限る。)が該当する。

2. 報酬率

算定規則第4条第4項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により年度ごとに算定した値の直近7年間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。ただし、 β 値については、各事業者の申請日の前月末を起点とした直近10年間の β 値の平均値を用いるものとする。

[略]

(2) 他人資本報酬率

当面は、直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率と、当該法人から発電事業を承継等した事業者が有価証券報告書を提出している場合には直近1年間の有価証券報告書上公表されている当該事

2. 報酬率

算定規則第4条第5項により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」につき、その率が事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率（以下この2.において「全産業自己資本利益率」という。）を上限とし、国債、地方債等公社債の利回りの実績率（以下「公社債利回り実績率」という。）を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値のみなし小売電気事業者の経営状況を判断するに適切な期間の値を平均した値とする（全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。）。

[略]

(2) 他人資本報酬率

当面は直近1年間の有価証券報告書上公表されている各みなし小売電気事業者たる法人の有利子負債利子率を用いるものとする。

業者の有利子負債利率を用いるものとする。

[削る]

3. 一般送配電事業の報酬率

算定規則第4条第6項の規定により算定されているか否かにつき審査するものとする。

(1) 自己資本報酬率

公に適正と認められ広く公表・認知されている「自己資本利益率」及び「国債、地方債等公社債の利回り」であって、一般送配電事業者の経営状況を判断するに適切な期間の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率の設定に当たっては、東日本大震災後の状況を勘案しつつ、過大な利益が生じないようにする一方で、資金調達に支障が生じないように、公正報酬といった観点から、適正な事業経営リスクを見極めた上で設定する。

具体的には、全ての一般送配電事業者たる法人を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率(以下この3.において「全産業自己資本利益率」という。)を上限とし、公社債利回り実績率を下限として以下の算式により各年度ごとに算定した値の直近7年間の値を平均した値とする(全産業自己資本利益率が公社債利回り実績率を下回る場合には公社債利回り実績率とする。)。ただし、 β 値については、東日本大震災前7年間の旧一般電気事業者の β 値の平均値を用いるものとする。

自己資本報酬率 = (1 - β) × 公社債利回り実績率 + β × 全産業自己資本利益率

β 値 : 旧一般電気事業者の事業経営リスク、市場全体の株式価格が1%上昇するときの旧一般電気事業者の株式の平均上昇率

β 値 = 旧一般電気事業者の収益率と株式市場の収益率との分散 / 株式市場の収益率の分散

第4節 控除収益項目

算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、次のとおり審査するものとする。

(1) 他社販売電源料については、次のとおり審査する。

① 他社販売電源料については、原価算定期間内に契約が満了し、契約の新規締結・更新等を行うものについて、他の事業者の取組状況や市場の状況を踏まえ、卸電力取引所における販売等の努力を求め、個別に可能な限り効率化努力を評価する。

② 推進機関が行う電気事業法第28条の40第1項第5号に規定する業務の実施のために得た対価（容量確保契約金額）については、容量確保契約書に基づき適切に算定されているかを確認する。

(2) 上記(1)の他、契約又は法令に基づき発生する収益のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査する。

(2) 他人資本報酬率

公社債利回り実績率に東日本大震災前の旧一般電気事業者のリスクプレミアム(旧一般電気事業者の有利子負債利率から公社債利回り実績率を控除して得た値)の平均値を加えて得た値を用いるものとする。この際、公社債利回り実績率については直近5年間の値の平均値を用いることとし、リスクプレミアムについては東日本大震災前5年間の値の平均値を用いるものとする。

第4節 控除収益項目

算定規則第5条の規定に基づいて申請事業者が算定した控除収益項目については、契約又は法令に基づき発生する費用のうち、算定方法の定めがあるものにあつては、事実関係や算定方法を確認し、その項目ごとに、申請事業者が適切な効率化努力を行った場合における経営を前提として算定した額であるか否かにつき審査するものとする。

[新設]

[新設]

(3) 算定規則第19条の規定に基づき、変更しようとする特定小売供給約款で設定する料金を算定する場合における他社販売電源料については、原則として、上記(1)と同様に審査する。

第5節・第6節 [略]

[削る]

[新設]

第5節・第6節 [略]

第7節 発電及び放電と送配電の設備区分、小売と送配電の業務区分の審査

1. 発電所又は蓄電所内における発電又は放電と送配電の設備区分については、発電又は放電側にも利益をもたらす設備であるにも関わらず、送配電に寄せた区分となっていないか等について審査する。

(1) 発電所又は蓄電所から直接配電線が伸びている構成の場合は、配電のみに利用される設備が送配電設備に区分されていること、配電に加えて発電又は放電した電気を送電線まで送る設備が共用設備に区分されていることを確認する。

(2) 複数の送電設備に接続している構成の場合は、全て発電等設備として区分されていることを確認する。

2. 小売と送配電の業務区分

(1) 営業所等で小売部門と配電部門が一体的に行っている業務について、業務の性質に応じて小売電気事業に関連する業務と一般送配電事業に関連する業務に分類されていることを確認する。

(2) 販売費を小売電気事業分と一般送配電事業分に按分する際には、例えば業務量調査等の結果をもとに算出される按分が妥当であることを確認する。

(3) 営業所等の業務内容について、標準的な業務及び業務区分(送配電、小売、共通)は、以下の内容を確認する。

<u>業務内容</u>	<u>具体的な業務内容</u>	<u>整理の考え方</u>	<u>業務区分</u>
-------------	-----------------	---------------	-------------

1 契約受付	<u>申込受付</u>	<u>窓口にて、需要家（電気工事店を含む）から供給設備工事、契約負荷設備変更等を伴う電気使用契約申込書を受付。申込書の記載内容を確認するとともに、受付内容のシステムへ登録</u>	<u>受付内容に送配電と小売の要素が混在しているため</u>	<u>共通</u>
	<u>工程管理（供給検討、工事手配等）</u>	<u>引込線や柱上変圧器など供給に必要な配電設備形成にあたり、設備設計・選定を行うとともに、工期の調整や工事の手配・管理を実施</u>	<u>送配電設備形成のために必要な業務のため</u>	<u>送配電</u>
	<u>負担金算定</u>	<u>供給工事において工事費負担金が発生する場合には、負担金を算定し請求</u>		<u>送配電</u>
	<u>契約審査</u>	<u>契約全般の内容について、適切に処理されたか（供給工事が完了したか、工事費負担金が発生する場合にはその受領が完了したか等） <u>審査を実施</u></u>	<u>申込に付随して生じる業務であることから、申込受付と同様に</u> <u>共通</u>	<u>共通</u>
	<u>異動登録・照合</u>	<u>契約及び設備に係る情報についてシステムへの登録を行うとともに、登録内容の確認を実施</u>		<u>共通</u>
2 異動出	<u>異動出向</u>	<u>引越に伴う通電開始施工業務</u>	<u>送配電設備に係</u>	<u>送配電</u>

	<u>向・調査</u>		<u>など、現場に出向し、配電設備の施工業務を実施</u>	<u>る作業を目的とした出向のため</u>	
	<u>竣工調査</u> <u>(保安調査)</u>		<u>顧客の電気設備が電気事業法に基づく保安規定に適合しているかの調査を実施</u>	<u>送配電設備に係る調査業務であるため</u>	<u>送配電</u>
	<u>契約調査</u>		<u>実施された工事結果が、契約内容と齟齬がないか現場での配電設備の調査を実施</u>	<u>温水器契約における温水器確認業務は小売契約に付随する確認業務であり、その他の託送契約における確認業務のため、共通に整理</u>	<u>共通</u>
	<u>3 既契約管理</u>	<u>契約是正・廃止中管理等</u>	<u>新增設受付以外の電気の供給に係る契約管理についての業務 顧客の電気の使用実態が契約内容と適合していない場合には是正を行う契約是正業務、料金プランのコンサル業務等入居者がおらず、電気受給契約を廃止しているアパートなどで電気の使用がないかを確認する廃止中管理業務</u>	<u>契約是正、料金プランコンサルは、小売契約に係る業務であり、廃止中管理業務は、送配電に係る業務であることから、共通に整理。</u>	<u>共通</u>
<u>4 停電周知</u>	<u>停電周知・停電</u>		<u>工事停電における事前周知(はがき送付等)及び故障停</u>	<u>停電や公衆事故防止等に係る業</u>	<u>送配電</u>

		<u>割引・公衆事故防止 PR</u>	<u>電における広報車や HP 等を通じた住民への周知停電による制限・中止時間に応じた託送料金の割引対象範囲の検討。公衆保安のためのテレビやポスターによる PR 活動</u>	<u>務のため</u>	
	<u>5 電話受付</u>	<u>営業所受付・コールセンター</u>	<u>営業所・コールセンターにおいて、電話で受け付けた屋内停電・引越・料金・支払等に関する問合せについて対応する業務</u>	<u>送配電・小売両方の問合せについて対応する業務のため</u>	<u>共通</u>
	<u>6 検針</u>	<u>指示数確認</u>	<u>メーターで計量された検針指示数（電気使用量）の現場確認業務</u>	<u>検針業務は、配電業務のため</u>	<u>送配電</u>
		<u>検針結果通知（検針票投函）</u>	<u>検針指示数（電気使用量）のお知らせ（検針票）の投函業務</u>	<u>検針結果の通知は、小売料金の通知業務のため</u>	<u>小売</u>
	<u>7 集金</u>	<u>算定・請求</u>	<u>小売料金の算定、請求業務（振込用紙の発行、問合せ対応など）</u>	<u>小売料金の算定・請求に係る業務のため</u>	<u>小売</u>
		<u>収納</u>	<u>口座振替、クレジット、振込用紙による集金等、電気料金の回収・収納業務</u>	<u>小売料金の収納に係る業務のため</u>	<u>小売</u>
		<u>督促</u>	<u>小売料金の支払が遅延している顧客に対する支払いの督促</u>	<u>小売料金の支払督促業務のため</u>	<u>小売</u>

	<u>停止</u>	<u>料金未払者への対抗手段として、停止予告、供給停止を実施</u>	<u>供給停止予告・供給停止は、送配電業務であるため</u>	<u>送配電</u>
8. 調定	<u>料金計算</u>	<u>小売料金の算定計算業務</u>	<u>小売料金の算定に係る業務のため</u>	<u>小売</u>

第3章 効率化努力目標額の算定等

第1節 比較指標

経営効率化努力の度合いの事業者間の相对比较は、一般経費（営業費のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託集金費、雑給、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く。）、貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）及び電力費振替勘定（貸方）の原価をいう。以下同じ。）を算定規則第6条第1項第1号から第4号までの部門（以下「電源部門」という。）並びに同項第5号及び第6号の部門等（以下「非電源部門」という。）に区分し、この電源部門及び非電源部門における比較指標（以下「単価」という。）の水準及び変化率を用いて、次に定めるところにより行うものとする。

その際、各事業者の特定融通契約及び振替供給契約や離島等に関する地域特性による補正（以下「個別補正」という。）、需要密度及び需要構成等の地域特性による補正（以下「地域補正」という。）を必要に応じ適宜実施し、公正な競争条件となるよう措置することとする。

第3章 効率化努力目標額の算定等

第1節 比較指標

経営効率化努力の度合いの事業者間の相对比较は、一般経費（営業費のうち、役員給与、給料手当、給料手当振替額（貸方）、退職給与金、厚生費、委託検針費、委託集金費、雑給、廃棄物処理費、消耗品費、補償費、賃借料、委託費、損害保険料、普及開発関係費、養成費、研究費、諸費（排出クレジットの自社使用に係る償却額を除く。）、貸倒損、共有設備費等分担額、共有設備費等分担額（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）及び電力費振替勘定（貸方）の原価をいう。以下同じ。）を算定規則第6条第1項第1号から第4号までの部門又は第20条第1項第1号から第4号までの部門（以下「電源部門」という。）及び第6条第1項第5号から第6号までの部門等又は第20条第1項第5号から第9号までの部門等（以下「非電源部門」という。）に区分し、この電源部門及び非電源部門における比較指標（以下「単価」という。）の水準及び変化率を用いて、次に定めるところにより行うものとする。

その際、各事業者の特定融通契約及び振替供給契約や離島等に関する地域特性による補正（以下「個別補正」という。）、需要密度及び需要構成等の地域特性による補正（以下「地域補正」という。）

を必要に応じ適宜実施し、公正な競争条件となるよう措置することとする。

1. 2 [略]

第2節・第3節 [略]

第4節 効率化努力目標額の取扱い

1. [略]

2. この指摘を踏まえた申請事業者の補正については、前節より算定された効率化努力目標額を算定規則第6条第1項第1号から第6号又は第20条第1号から第9号までに定める部門毎の一般経費に占める各営業費項目の割合に応じそれぞれ配分した額を、申請原価の各営業費項目から差し引くことによって行われているか否かを審査するものとする。

第4章 「アンシラリーサービス費への整理」に関する審査

算定規則第20条第4項第1号の規定により整理されているか否かを審査するものとする。

具体的には、算定規則第20条第1項及び第2項の規定により水力発電費、火力発電費及び新エネルギー等発電等費の部門に整理された第一次整理原価のアンシラリーサービス費への整理について、以下の観点から、その適正性を審査することとする。

なお、アンシラリーサービスを提供するために必要となる供給力であって、入札等を経て調達するものについては、地帯間購入電源費又は他社購入電源費として算定した上でアンシラリーサービス費に整理するものとし、以下の算式による算定との重複は認めないものとする。

1. 電気の周波数の値の維持等であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

電気の周波数の値の維持等のために確保することが必要な水力発電設備又は火力発電設備の容量 (kW) ×それぞれの発電設備

1. 2 [略]

第2節・第3節 [略]

第4節 効率化努力目標額の取扱い

1. [略]

2. この指摘を踏まえた申請事業者の補正については、前節より算定された効率化努力目標額を算定規則第6条第1項第1号から第6号までに定める部門毎の一般経費に占める各営業費項目の割合に応じそれぞれ配分した額を、申請原価の各営業費項目から差し引くことによって行われているか否かを審査するものとする。

[削る]

の kW 当たりの固定費＋電気の周波数の値の維持等のために必要な発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値×kWh 当たりの増分可変費 (注1)

(注1) 負荷変動の大きい時間帯等において、出力調整余力を確保するため、可変費の低い発電設備に対する部分負荷運転 (当該発電設備の最大出力より低い出力で当該発電設備の運転を行うことをいう。) の指令及び可変費の高い発電設備に対する発電量の増加の指令を行う場合における当該可変費の高い発電設備の kWh 当たりの可変費と当該可変費の低い発電設備の kWh 当たりの可変費の差をいう。

なお、小売電気事業と一般送配電事業を兼業している場合において、電気の周波数の値の維持等のために確保することが必要な発電等設備の固定費については、小売電気事業者が、その需給調整、同時同量対応のために確保していると考えられるものが含まれていないことを審査する。また、部分負荷運転を指令している場合であっても、当該発電所又は当該蓄電所の運転制約 (例えば、LNG等燃料の調達状況等や発電不調等に起因した運転制約) による場合、小売電気事業者の指令による出力の調整である可能性がある場合 (例えば、発電機の出力が低く、一般送配電事業者として調整運転ができないと考えられる出力帯で運転をしている場合等) やメリットオーダー (注2) に従った運用がされていないと考えられるために増加した費用については、アンシラリーサービス費への整理を認めない。

(注2) 可変費の低い電源から優先的に稼働する運用方法をいう。

2. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、

以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整に要する水力発電設備又は火力発電設備の発電に係る発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値×kWh 当たりの増分可変費 (注3)

(注3) 電気の潮流の調整のため、可変費の高い発電設備に対する発電量の増加の指令及び可変費の低い発電設備に対する発電量の抑制の指令を行う場合における当該可変費の高い発電設備の kWh 当たりの可変費と当該可変費の低い発電設備の kWh 当たりの可変費の差をいう。

3. 送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う揚水式発電設備における揚水運転であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う揚水式発電設備における揚水運転に要する発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値×揚水運転に要する電力量の kWh 当たりの単価

4. 電気の電圧の値の維持であって、離島等以外の供給区域に係るものに係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

(1) 水力発電設備による調相運転 (無効電力を供給するため、水力発電設備を回転機として運転することをいう。) を行う場合

水力発電設備による調相運転に要する発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値 (注4) ×当該調相運転に要する電力量の kWh 当たりの単価

(注4) 電気の電圧の値の維持のために行う無効電力供給量の原

価算定期間における合計値に無効電力供給量に対する電力損失率を乗じて得た値をいう。

(2) 特定の地域の発電設備の運転を行う場合

電気の電圧の維持に要する水力発電設備又は火力発電設備の発電に係る発電電力量 (kWh) の原価算定期間における合計値× kWh 当たりの増分可変費 (注5)

(注5) 電気の電圧の維持のため、可変費の高い発電設備に対する発電量の増加の指令及び可変費の低い発電設備に対する発電量の抑制の指令を行う場合における当該可変費の高い発電設備の kWh 当たりの可変費と当該可変費の低い発電設備の kWh 当たりの可変費の差をいう。

なお、特定の地域の発電設備が、マストラン電源 (注6) である場合については、電気の電圧の維持に要する発電電力量のみ原価への算入を認めることとし、電気の周波数の値の維持等のために必要な発電電力量 (kWh) 等との重複は認めない。

(注6) 安定供給維持のため、一定以上の出力で常時稼働が必要となる電源をいう。

5. その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持であって、離島等以外の供給区域に係るものに 係る第一次整理原価への整理については、例えば、以下の算式により算定した値が整理されていることを審査する。

その発電等設備以外の発電等設備の発電又は放電に係る電気を受電することなく発電し、又は放電することができる発電等設備の維持に要する費用

第4章 「料金の計算等」に関する審査

第1節 [略]

第2節 「責任及び費用の負担」に関する審査

第5章 「料金の計算」に関する審査

第1節 [略]

[新設]

同項第3号に定める「みなし小売電気事業者及び電気の使用者の責任に関する事項並びに電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担の方法が適正かつ明確に定められていること」のうち、「責任に関する事項」については、事業者の供給責任や損害賠償の免責事由等に関する事項を審査するものとする。

第3節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

[略]

第5章 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則との関係に関する審査

[略]

第2節 「不当な差別的取扱い」に関する審査

[略]

第6章 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則との関係に関する審査

[略]